

【持ち物のご案内】

持ち物	初回の診察	ソーシャルワーカー との面談
★ 相談票（記入してご持参下さい）	☐	☐
★ 利用案内パンフレット	☐	☐
母子手帳	☐	☐
健康保険証	☐	
各種医療証	☐	
紹介状	お持ちの方	お持ちの方
健康保険証利用申し込み済みの マイナンバーカード	お持ちの方	

★は後日郵送いたします。

1階職員室窓口でお声掛けください。担当の職員がご案内致します。

ご不明な点がございましたら下記までご連絡下さい。

横浜市南部地域療育センター 地域支援課 福祉相談室

TEL 045-774-3831

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

